

関西「文化の道」事業「ものがたり街道」Ⅱ冊子作成仕様書

1 目的

関西各地に多数存在する古典楽劇（能楽・人形浄瑠璃・歌舞伎等）の作品の舞台やモデルとなった場所などの名所の数々を、『関西「文化の道」事業「ものがたり街道」Ⅱ』と題して冊子にまとめて紹介することにより、新たな切り口で関西各地域の魅力を一元的に発信する。

さらに、英語併記版とすることにより、東京オリンピック・パラリンピック等の開催に向け国際的に発信を行う。

なお、本冊子は、平成28年度に作成した『関西「文化の道」事業「ものがたり街道」～三十三所巡礼～』に引き続き、その第2弾として作成するものである。

2 業務名称

関西「文化の道」事業「ものがたり街道」Ⅱ冊子作成

3 業務内容等

- (1) 関西広域連合「文化の道」実行委員会（以下、「本実行委員会」という。）の指定する有識者の監修のもとでの掲載内容（写真、地図、地名、歴史、作品についてのエピソード※1等）に係る情報の調査・収集及び整理
 - ※1 作品名、作者、場所、主な登場人物、あらすじ、写真・絵などの整合性について有識者に確認をとること。
- (2) 地図作成等を含む冊子のページデザイン及び英語表記を含む原稿作成（校正作業を含む※2）
 - ※2 校正作業については受託者の責任において行うこと。なお、文字校正は原則3回、色校正は原則1回行うものとする。ただし、校正作業は委託者が校了と判断するまで行うものとする。
- (3) 古典楽劇の作品、写真等の掲載に係る許可申請手続及び上記掲載内容に係る各関係者・関係団体との交渉・調整。
 - なお、ウェブサイト掲載用のデジタルカタログを別途作成する際にも古典楽劇の作品、写真等を本冊子と同様に使用する予定であるため、その使用を含めて調整すること。
- (4) 本業務に係る上記有識者への報酬の支払
- (5) 印刷、製本、配送（配送先は関西広域連合を構成する2府6県4政令市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市。以下「構成府県市」という。）を含む20箇所を想定）

4 作成内容

- (1) 関西各地に存在する古典楽劇の作品及びそのゆかりの地やエピソードを地図や写真等を用いて掲載すること。なお、掲載するゆかりの地は合計18箇所以上（区域）とし、見開きに対し1箇所（区域）程度の掲載を想定する。
- (2) 上記の内容は英語翻訳を行い、英語併記とすること。英語併記にあたっては、日本語の趣旨に基づいて英語に意識するとともに、英語を母国語とする者のネイ

タイプチェックをすること。

- (3) 周遊観光を念頭に置きながら、本冊子で掲載するゆかりの地及び平成 28 年度に作成した『関西「文化の道」事業「ものがたり街道」～三十三所巡礼～』に掲載されたゆかりの地（同冊子「巡礼ガイド」及び「古典楽劇の散歩道」において掲載された場所）を入れた、実際に観光する人にとってわかりやすい関西全域の地図を掲載すること。

※平成 28 年度に作成した『関西「文化の道」事業「ものがたり街道」～三十三所巡礼～』は、デジタルブックとして以下のウェブサイトで見ることができる。

[\(http://www.bunkanomichi.com/\)](http://www.bunkanomichi.com/)

地図の形態は、本文に含める、もしくは綴じ込み別冊とすることとする。

- (4) 古典楽劇にゆかりのある場所（上記(1)で取り上げた箇所を除く）をコンパクトで紹介した特集ページを作成すること。
- (5) 冊子のサイズはA 5サイズとする。

ページ数は、地図を本文に含める場合は、地図を含めて 48 ページとする。地図を綴じ込み別冊とする場合は、別冊部分のサイズ及びページ数は問わない。地図以外の部分については 42 ページから 48 ページとするものとする。

紙質は以下のとおりもしくは同等品とする。

表紙：コート系 93.5g/m²

本文：コート系 48.5g/m²

- (6) 印刷については表紙・本文ともにカラー印刷とする。

5 成果物

- ・印刷物：20,000 部
- ・入稿データ一式（PDF 形式）

6 納期及び納入場所

別途指定する。

7 企画・見積もりにおける条件

- (1) 掲載内容は構成府県市を対象とすること。
- (2) 実際の作成にあたっては本実行委員会の指定する有識者の助言及び構成府県市の意見をj得て掲載作品及び内容を選定することとするが、提案にあたっては上記作成内容 4 (1)については別紙 1「古典楽劇の作品例リスト」、上記作成内容 4 (4)については別紙 2「古典楽劇にゆかりのある場所例リスト」を参照すること。
- (3) 本実行委員会の指定する有識者への報酬（20 万円程度を想定）を見積もりに含めること。
- (4) 掲載する古典楽劇の作品著作権料等、写真（レンタルポジ、取材費等）及びイラスト使用料等を見積もりに含めること。ウェブサイト掲載用のデジタルカタログを別途作成する際にも古典楽劇の作品等を掲載する予定であるため、デジタル

カタログ分についても同様に見積もりに含めること。

8 留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 業務を遂行する上で必要な資料、画像等は、原則受託者において取材・撮影等により入手するものとする。また、取材・撮影等に当たっては、市町村や文化財所有者等と事前に調整を行うこと。なお、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 受託者は、本事業の実施に際し支出した全ての経費の領収書を保管し、委託者から指示があった場合には速やかにこれを提出すること。
- (7) 委託料の支払いに係る振込手数料及び契約に係る収入印紙等は、受託者の負担とする。
- (8) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、すべて本実行委員会に帰属するものとする。
- (9) 本業務仕様書に定めのない事項については、委託者と協議するものとする。